

和解及び解決金の額を定めることについて

次のとおり和解し、解決金の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 7 月 2 8 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

1 事故の概要

平成30年11月26日、市内こども園において、当時4歳女児が保育室内で転倒し、園児用ロッカーの棚に額をぶつけ、眉間から右眉にかけて右前額部挫創の傷害を負った。

2 相手方

上記女児の保護者2名

3 和解の内容及び解決金の額

- (1) 燕市は、本件事故に関する解決金として、金 477 万 3,032 円（内金 227 万 3,032 円は既払い）を支払う義務があることを認める。
- (2) 燕市は、前号に定める解決金の残金 250 万円を、令和2年8月7日までに、相手方指定の口座に振込む方法により支払う。但し、振込手数料は燕市の負担とする。
- (3) 燕市は、自ら設置・管理する保育施設等の危険箇所の点検及び安全確認を行い、事故の再発防止に努めるものとする。
- (4) 相手方は、燕市に対し、本件事故に関するその余の請求を放棄する。
- (5) 燕市及び相手方は、示談書に定めるほか、本件事故に関し、何ら債権債務の存しないことを相互に確認する。